

有料職業紹介に係る情報提供

許可番号

13-ユ-309573

事務所の名所及び所在地

株式会社ラクスパートナース

東京都新宿区新宿 4-3-25 TOKYU REIT 新宿ビル 8F

■紹介手数料に関して

職業安定法に基づき、厚生労働省に届け出ている手数料率を下記のとおり明示しております。

実際に適用する手数料につきましては、契約書等により、下記の範囲内で定めた手数料を適用させていただきます。

サービスの種類及び内容：

求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス(職業紹介サービス)

手数料の額及び負担者：

就職が決定した場合には、求人者から、次の1又は2のいずれかの額の紹介手数料を上限として、対象となる賃金が支払われた日以降に申し受けます。なお、手数料負担者はいずれも求人者とします。

1. 期間の定めのない雇用契約紹介の場合

当該休職者の就職後 1 年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 50%(消費税相当分を含む。)または 2,000,000 円のいずれか高い方。

2. 期間の定めのある雇用契約紹介の場合

当該休職者の就職後、雇用契約期間中(雇用が 1 年を超える場合は最大 1 年間分)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 50%(消費税相当分を含む。)または 2,000,000 円のいずれか高い方。

(注)「消費税相当分を含む」は、課税事業者について適用するものである。したがって、免税事業者については、当該文言を記載する必要はないものである。

■返戻金制度に関して

当社の紹介により採用決定者(求職者)が入社後、一身上の都合又は自己の責めに帰すべき事由により退職に至った場合、受領した紹介手数料の一部を、下記の期間及び割合に定める金額を求人者へ返還する制度を設けています。

※ただし 返戻金制度は、有料職業紹介契約書により別の定めをする場合がございます。

入社日より 1 か月以内に退職した場合 紹介手数料の 80%返金

入社日より 3 ヶ月以内に退職した場合 紹介手数料の 30%返金

(日数は、在籍日数である、出勤日数ではないものとする。)

ただし、求人者の採用決定者(求職者)に対する処遇及びその他の労働条件が採用決定時の労働契約内容と著しく異なること、又は労働基準法等の法令違反に起因する退職の場合は、紹介手数料を返還しないこととします。